

広島県ドライバー等安全教育訓練助成の概要について

(令和4年度)

1. 目的

交通安全意識の向上及び運転技能向上等を図るため、安全教育訓練施設にトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）を派遣し、安全教育訓練を行う会員事業者に対し、安全教育訓練に要する経費を助成する。

2. 主な助成要件

(1) 助成対象者

公益社団法人広島県トラック協会の会員事業者（支部主催の団体派遣を含む。）。

(2) 助成対象研修

安全及び事故防止に関する知識並びに運転技能の向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練で会員事業者の希望するコース。

その研修実施期間が、原則として令和5年2月末日までに終了する研修とする。

ただし、公益社団法人全日本トラック協会ドライバー等安全教育訓練促進助成制度の助成対象となる研修は除く。

(3) 助成対象研修施設

ドライバー等の安全教育訓練のための研修コースを常設している研修施設で会員事業者の希望する研修施設

3. 助成額

(1) 研修受講料（宿泊費用を含む。）及びテキスト代等の研修費用等合計額（千円未満切り捨て）

ただし、1名当たりの助成額の上限 30,000円/回

1事業者当たりの助成人数の上限 10名/年

(2) 研修が夜間にある場合又は遠距離で通所が困難な場合は、宿泊の義務付けのない場合等であっても、(1)と同様の取扱いとする。

4. 助成申込み

会員事業者は会員の所属する協会支部に申し込むものとする。

5. 施行日

令和4年4月1日